

ある。

三 事業

貿易組合は左の事業を行ひ得る(第十條、第五十八條)。(イ)組合員の營業に關する統制、(ロ)組合員の取扱商品の委託輸出(入)、輸出(入)の斡旋、保管、選別、包装、荷造その他組合員の營業に關する共同施設、(ハ)海外市場の調査、新販路の開拓その他組合の目的を達するに必要な施設、(ニ)組合員のためにするその營業上の債務の保證または組合員の貯金の受入(他の事業と兼業の場合に限る)。かくて、貿易組合の事業は、謂はゞ同業組合と産業組合との事業を併せ行ふものともみられ得る。

四 種類

貿易組合は輸出組合と輸入組合との二種よりなる(第一條)。

組合員たり得るものは、主務大臣の指定せる重要輸出(入)品の同一種類の品物の輸出(入)業者または同一市場を目的として(または同一市場より)商品の輸出(入)を業とする者である。特別の事情あるときは、取扱商品を異にする重要輸出(入)品の輸出(入)を業とする者もまた組合員たり得る(第九條、第五十七條)。

組合は原則として出資制のものであるが、専ら輸出(入)統制事業のみを行ふ組合は、無出資制のものとする事が認められてゐる(第二十八條、第六十二條)。

五 組合とアウトサイダー

組合は組合員の利用に支障なき場合に限り、アウトサイダーをして組合の施設を利用せしめ得る(第十一條第三項、

第五十八條ノ三)。

主務大臣は營業上の弊害を豫防し若くは矯正するため、または貿易の振興上特に必要ありと認むるときは、組合員、その組合の地區内のアウトサイダー及び組合員たる資格を有せざるも、當該組合の取扱商品と同種の商品を販賣の目的を以て輸出(入)するもの、若くは當該組合員と同一市場を目的として(同一市場より)商品を販賣の目的を以て輸出(入)するものに對して、その組合の統制に従ふべき旨を命じ得る(第十八條、第六十二條)。

註 本講六五頁参照

主務大臣は貿易の統制を圖り、國民經濟の健全なる發達を期するため、特に必要ありと認むるときは、命令の定むるところにより、地區及び組合員の資格を定めて、輸出(入)組合の設立を命じ得る(第四十五條、第六十二條)。但しこの組合は専ら統制事業を事業となし、營利事業を行ふことを得ず(第四十八條)、組合員をして出資せしむることを得ない(第五十條)。

六 聯合會及び中央會

貿易組合聯合會はその所屬の組合及び組合聯合會の共同の目的を達成するを目的とする社團法人にして、輸出組合聯合會、輸入組合聯合會及び輸出入組合聯合會の三種がある(第六十三條、第六十四條)。

貿易組合中央會は、組合及び組合聯合會の普及、發達及び聯絡を圖ることを目的とする社團法人である。而して中央會は全國を通じ一個とし、その設立には主務大臣の認可を要する(第七十二條、第七十三條、第七十五條)。

設立(第二十二條)、機關(第三十三條)、組合員たる資格の重複(第二十一條)、監督(第十七條ノ二、第十二條、第四十二

條、第四十三條、第四十四條、第五十六條、第十五條、第十七條第一項及び統制命令ありたる場合(第二十條、第三十八條)等は、前述の商業組合法並に工業組合法と類似するが故に、茲には説明を省略する。

第二三 貿易調節及通商擁護法 (昭和九年四月六日)(昭和十一年五月法律第四十五號)(法律第一號改正)

(一) 前述の如くわが國の貿易政策は、主として海外に於ける本邦商品の排撃運動の豫防を目的として輸出統制へと發展してきた。しかるに諸外國中には、殊更にわが國の輸出品に對し差別的な防遏手段を弄するものが少くなかつた。そこで、これら諸國に對する輸出貿易促進交渉の手段として制定せられたのが本法である。

(二) 本法第一條は、「政府ハ外國ノ執リ又ハ執ラントスル措置ニ對應シテ貿易ヲ調節シ又ハ通商ヲ擁護スル爲テ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關稅調査委員會ノ議ヲ經テ期間及物品ヲ指定シ關稅定率法別表輸入稅表ニ定ムル輸入稅ノ外其ノ物品ノ價格ト同額以下ノ輸入稅ヲ課シ若ハ輸入稅ヲ減免シ又ハ輸出若ハ輸入ノ禁止若ハ制限ヲ爲スコトヲ得」と規定し、違反者は制裁として、「二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ七千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ犯罪ニ係ル物品ノ價格ノ三倍カ七千圓ヲ超ルトキハ罰金ハ當該價格ノ三倍以下トス」と規定してゐる(第三條)。

(三) 本法の有効期間は施行(昭和九年五月一日)後六年間とされてゐる。本法の罰則は有効期間經過後もなほ適用される(附則)。

(四) 本法に關係ある法令は「昭和九年法律第四十五號第一條ノ規定ニ依ル羊毛ノ輸入制限等ニ關スル件」(昭和十一年十二月二十九日勅令第四百七十四號)、「昭和十一年勅令第四百七十四號ノ施行ニ關スル件」(昭和十一年十二月二十九日商工省令第十五號)、本法を朝鮮、臺灣、樺太及び南洋群島に施行することに關する昭和九年四月二十八日勅令第一百十八

號及び同年四月三十日勅令第一百十九號等である。

第二四 貿易及關係産業調整法 (昭和十二年八月十四日法律第七十三號)

(一) 本法は施行後五年間を限り有效とされてゐる非常立法である。本法はわが商品に對する外國の輸出入防遏の措置を豫防若くは緩和し、更に現下の内外の情況に鑑み、生産力の擴充に必要な原料材料の増大による國際收支の適合を圖るため、輸出入の統制に伴ふ關係産業の利害の調整を目的とするものである。

(二) 政府は左の各號の一に該當するときは、勅令の定むるところにより、貿易審議會の議を経て、期間及び物品を指定して、輸出入の制限または禁止をなし得る(第一條)。(1)貿易に關する條約またはこれに準ずべきものにより貿易を調節せんとするとき、(2)國際收支の適合を圖り、または特定國との輸出入の均衡を圖るため貿易を調節せんとするとき、(3)貿易業者の不當なる競争により輸出入品の海外市場に於ける價格の著しき低落または騰貴その他貿易上の弊害を生じまたは生ぜしむる虞ある場合に於いて、これを矯正しまたは豫防せんとするとき、(4)國民經濟の健全なる發達を圖るため、重要物資の供給を適正ならしめんとするとき。

(三) 本法は能ふ限り、當業者若くはその組織せる組合をして自治的に適當なる統制または利害の調整の方策に出でしめんとするのである。されば輸出入品の統制の必要ある場合及び右の業者または組合の間の共同利害の調整の必要ある場合には、統制に關し必要なる重要事項または利害調整に關し必要なる重要事項を、統制協議會をして調査審議せしめ得る。而して國民經濟の健全なる發達を圖るためにのみ、貿易審議會の議を経て、右の業者又は組合に對し統制協議會の議決せる事項に従ふべき旨を命じ得ることとした(第二條、第三條、第四條)。

第二五 不正競争防止法 (昭和九年三月二十七日) (昭和十三年三月七日) (法律第十四號) (法律第二號改正)

一 序 説

不正競争、即ち不正の手段によつて同業者の利益を害する營業上の競争行爲については、從來、わが國には一般的規定がなく、その取締は個々の規定の適用によつてなされてゐた。その主なるものとしては、民法の不法行爲に関する規定(第七百九條、第七百十條)、商法中登記せる商號の保護、營業讓渡人の營業再開禁止、支配人・代理商・会社の役員の競争禁止等の各種の不正競争取締規定、特許法、實用新案法、商標法、意匠法の諸規定、刑法(第二百三十條、第二百三十三條、第二百三十四條)及び警察犯處罰令(第二條、第五條、第六條)等がある。しかし右の諸規定は極めて斷片的なものであつて、今日の複雑化する不正競争を取締るには十分ではない。

而して資本主義に於ける獨占過程の進行と共に大企業と中小企業との間のみならず中小企業者間に於ける不正競争は激化し、その經濟的地位の確保のためにも不正競争防止法が要求せらるゝに至り、他方、對外貿易に於けるわが商品の不正競争は多年海外に於ける非難的となつてゐた。そこで臨時産業合理局内販賣管理委員會は、昭和五年十月不正競争防止法制定に關して決議をなし、工業所有權同盟條約に規定せられたものゝ外數項の取締を要望した。かくて主として海外に於けるわが商品に對する國際經濟上不正競争の非難に對する一策として、昭和九年三月本法の制定をみたのである。

その後、國內に於ける獨占過程の進展に伴ひ、國民經濟上の不正競争防止の見地から、昭和十三年三月七日法律第二號により改正が行はれた。その改正の要旨は、(一)不正競争防止の範圍を商品のみに限定せず、營業上の施設及

び活動にまで擴張したこと、(二)救済の範圍を商品の信用の毀損のみに限らず倫敦條約に従ひ營業上の信用の毀損にも擴張したこと、等である。かくてその防止の強化が圖られたのである。

二 禁止さるゝ行爲の種類

不正競争の目的を以て左の各號の一に該當する行爲をなしたる者は、被害者に對し損害賠償の義務を負ふ(第一條)。第四號に該當する行爲をなしたる者に對しては、裁判所は被害者の請求により、商品の信用を回復するに必要な處置をも命じ得る。本法施行地域内に住所または營業所を有せざる外國人は、條約またはこれに準ずべきものに別段の規定なき限り、損害賠償の請求をなし得ない(第二條)。

一、本法施行地域内に於いて取引上廣く認識せらるゝ他人の氏名、商號、商標、商品の容器包装その他他人の商品たることを示す表示と同一若しくは類似のものを使用し、またはこれを使用した商品を販賣若しくは擴布して他人の商品と混同を生ぜしむる行爲

二、本法施行區域内に於いて取引上廣く認識せらるゝ他人の氏名、商號、標章その他他人の營業たることを示す表示と同一または類似のものを使用して、他人の營業上の施設または活動と混同を生ぜしむる行爲

三、假設若しくは潛用の商號に附加して商品に虚偽の原産地の表示をなし、またはこれを表示した商品を販賣若しくは擴布して原産地の誤認を生ぜしむる行爲

四、他人の營業信用を害する虚偽の事實を陳述し、またはこれを流布する行爲

但し商品の普通名稱若しくは取引上普通に同種の商品及び營業に慣用せらるゝ地名その他の表示を使用する行爲また

はこれを使用したる商品を販賣若くは擴布する行爲には右の禁止は適用されない(第二條)。

五、外國の紋章、旗章、徽章、外國の官の監督用または證明用の印章または記號にして、主務大臣の指定するものと同一または類似のものは、その國の當該官廳の許可なくしては、これを商標として使用したる商品を販賣若くは擴布することを得ない。但し帝國のそれらの使用許可を當該官廳から受けたときは、右の適用がない(第四條)。

三 外地に於ける不正競争防止法

本法は朝鮮、臺灣及び樺太にもこれを施行すること、した(昭和九年十二月二十四日勅令第二十四號、第三百四十二號、第三百四十三號)。

第二六 輸出入等臨時措置法(昭和十二年九月十日)(昭和十六年三月三日)(法律第九十二號)(法律第二十號改正)

一 序 説

戰時輸出入貿易は、軍需品の輸入確保、不急不要品の輸入制限及び軍需必需品の輸出入制限を目標として統制されることが必要である。そこで軍需品の輸入確保のためには、特定品目の輸入の政府管理が必要であり、不急不要品の輸入制限のためには、奢侈抑制を目的とする配給統制及び消費統制が必要であり、軍需品の輸出制限のためには、輸出品目の政府管理が必要である。これら戰時輸出入品統制の必要に應ずるために制定されたのが本法である。本法は一見輸出入品のみの措置法にすぎないかの如く考へられ易いが、その實、貿易、産業、市場はもちろん、ひろく個人の經濟生活に於ける使用消費にまで互つて統制する。

二 輸出入の制限又は禁止

政府は支那事變に關聯して國民經濟の運行を確保するため、必要ありと認むるときは、命令の定むるところにより、物品を指定し輸出入の制限又は禁止をなすことができる(第一條)。

三 需給調整措置

政府は今次事變に關し、國民經濟の運行を確保するため特に必要ありと認むるときは、輸入の制限その他の事由により、需給關係の調整を必要とする物品について、次のやうな措置を講ずることができる(第二條)。

(1) 生産統制 政府は命令の定むるところにより、當該物品を原料とする製品の製造に關し必要な事項を命じ、又は制限することができる(第二條第一號)。

(2) 配給及び消費統制

政府は命令の定むるところにより、當該物品又はこれを原料とする製品の配給、讓渡、使用又は消費に關し、必要な命令をなすことができる(第二條第二號)。

四 需給調整協議會

本法の規定により命令によつて指定された物品の需給に關聯ある産業を営む者又はその組織する團體は、當該物品の需給關係を調整するため、政府の認可を受けて需給調整協議會を組織することができる。又政府は必要ありと認むるときは、これらの者に協議會の組織を命じ又は處分をなすことができる(第二條ノ二)。政府は必要ありと認むるときは、協議會に對し物品の需給關係に必要な決定をなすべきことを命じ、會員に對してこの決定に従ふべきことを命ずることができる(第二條ノ三)。

五 監督

政府は輸出入の制限又は禁止若くは生産、配給、使用消費などの統制を有效ならしめるため、關係事項について報告をなさしめ、又は帳簿その他の検査をなすことができる(第三條)。

六 施行期間

本法は支那事變終了後一年以内に廢止されることになつてゐる。

第二七 製鐵事業法(昭和十二年八月十二日法律第六十八號)

(一)本法はわが國の製鐵事業の現狀に鑑み、「進んで鉄鋼一貫作業ヲ徹底シ、其他合理的設備ノ擴張ニ便宜ナラシメ、又砂鐵、貧鐵等ノ使用獎勵ヲ爲スト共ニ、他面外國屑鐵ニ依存スルカ如キ設備ノ濫設ヲ防止シ、其他斯業ニ對シテ適當ナル監督ヲ加ヘ、鐵鋼事業ノ調節ヲ圖リ、以テ斯業ノ健全ナル發達ヲ期スルコトガ肝要デアルト考ヘ(中略)、茲ニ製鐵事業獎勵法ニ代ヘマシテ新ニ制定」せられたのである。而して本法の骨子とするところは次の四點にある。

(二)第一は鐵鋼の事業を許可制となし、製鐵事業を合理的形態に導き、以て健全なる發達を期せんとすること(第一條、第三條)、第二は鉄鋼一貫作業設備を有する能力は年十萬噸以上とし、また新に砂鐵、貧鐵の製鍊事業に對しては、所得稅、收益稅を免除して原料資源の利用發達促進に資せしめ、土地收用法第二條の適用、機械輸入等の免稅を圖ること(第六條、第七條、第十一條、第十二條、第十六條)、第三は製鐵事業者に對して國防上適當なる監督を行ひ、また販賣及び原料の獲得につき統制協定を行ふこと(第十八條、第十九條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十四條)、第四は本法の運用につき製鐵事業委員會を設置すること(第二十五條)、等である。

(三)なほ本法の外、昭和十四年六月三十日まで鐵の輸入稅を免除する「鐵ノ輸入稅免除ニ關スル法律」(昭和十二年八月十日法律第五十七號)があり、國策會社として製鐵業の指導的地位に立つものに關しては「日本製鐵株式會社法」(昭和八年四月六日法律第四十七號)がある。

第二八 石油業法(昭和九年三月二十八日法律第二十六號)

(一)わが國に於ける石油需給及び石油業の情勢に鑑み、石油の輸入に對し適當なる調整を加へ且つ内地石油精製業の健全なる發達を圖るため、石油の輸入業及び精製業に對して統制を加ふると共に、一定量の石油を常時國內に保有せしめて、産業上並に軍事上の急速且つ圓滿な供給を確保せんとするのが、本法の制定せられた趣旨である。

(二)本法の骨子ともいふべきものは次の三點である。第一は石油輸入業及び石油精製業の許可制(第一條、第二條、第三條)である。第二は石油の國內保有の強制(第五條、第六條、第七條)、第三は石油業に對する公益的統制(第六條、第七條、第十條)これである。

(三)本法は内地並に外地に施行せられる。

燃料國策については、本法の外に、石油資源のわが國勢よりして、アルコール專賣法(昭和十二年三月三十一日法律第三十二號)、揮發油及びアルコール混用法(昭和十二年三月三十一日法律第五十二號)、人造石油製造業法(昭和十二年八月九日法律第五十二號)、帝國燃料興業株式會社法(昭和十二年八月九日法律第五十三號)、石油資源開發法(昭和十三年三月二十六日法律第三十一號)等がある。

第二九 自動車製造事業法(昭和十一年五月二十九日法律第三十三號)

第八節 生産及び配給統制法

(一) 國防の整備と産業の發達を期するため、國產自動車業の確立を圖らんとするのが本法の目的である(第一條)。本法の骨子ともいふべきは、第一に命令を以て定むる範圍の自動車部分品の組立または製造事業を許可事業としたこと(第二條、第三條、第四條)、第二にこれに對して五年間の所得稅及び營業收益稅の免除(第六條、第七條)、必要な部分品の輸入稅免除(第八條、增資及び社債募集に關する商法の制限の除外例(第九條、第十條)等の特別の助成を與へ、第三に軍事上並に公益上よりする監督、事業に關する種々の検査、報告はもとより(第十五條)、事業の一部讓渡、休止、自動車製造會社の合併、解散も政府の認可を要し(第十四條)、政府は必要と認めるときは、販賣價格、販賣の條件の變更、需給調節の必要事項、設備の擴張、改良、軍用自動車の製造、特殊事項の研究、施設等を命じ得ること、してゐる(第十六條、第十七條)。なほ自動車製造業委員會を設けて、事業の許可、輸入の制限、公益上の命令等はその議を経べきものとしてゐる(第十八條)。

(二) 自動車製造業法の如く、國策的見地から斯業の確立及び生産力擴充を圖るものに、工作機械製造事業法(昭和十三年三月三十日法律第四十號)、航空機製造事業法(昭和十三年三月三十日法律第四十一號)、造船事業法(昭和十四年四月五日法律第七十號)、輕金屬製造事業法(昭和十四年五月一日法律第八十八號)、有機合成事業法(昭和十五年四月四日法律第九十六號)、重要機械製造事業法(昭和十六年五月三日法律第八十六號)がある。いづれも自動車製造事業法と甚だよく類似する規定内容を有してゐる。

第三〇 電力管理法(昭和十三年四月五日法律第七十六號)

一 序 説

一般電氣供給事業、特定電氣供給事業及び電氣鐵道事業等の如き公共性と危険性の大なる電氣事業については、その危険障害の防止取締は勿論のこと、保護助長及び監督の必要あるはいふまでもない。

日露戰爭以後わが國資本主義の躍進に伴ひ、企業の勃興は電氣事業の興隆を急速に促進せしめた。かくて公益事業としての電氣事業の保護助長を専ら主眼として、明治四十四年三月法律第五十五號を以て、電氣事業法が制定された。その後同法は電氣事業の發展に伴ひ再度一部改正をみたが、世界大戰後の反動的不況の時代に至り、戰時膨脹期の積弊の餘波も加つて事業者の困憊は極度に達した。そこで、監督行政官廳では昭和六年同法の全面的な改正を行ひ、事業統制のため監督の徹底を圖つた。

更にその後の國際情勢の急迫により、國力の充實、國民生活の安定に密接な關聯のある電氣事業の使命及び機構の検討が國家當面の問題として採り上げられた。

逓信大臣永井柳太郎氏は本法の提案理由に於いて、「電力事業ハ斯ノ如キ廣汎ナル公共性ト、其供給ニ關シテハ特有ノ獨占性トヲ有スルモノデアリマスガ故ニ、電力資源ノ開發並ニ其ノ供給ニ關スルコトハ、單ニ營利的若クハ私經濟的觀點ヨリノ決定ニ委スベキデハナク、國防上國民經濟上、且ツ國民生活上ノ諸要求ニ應ジ得ルヤウ、國家的、公共的見地ニ立チテ適切ノ計畫ヲ樹立スルコトガ、即チ電力國策ノ眞精神デナクテハナラヌト信ジマス、然ルニ現時ノ我國ニ於テハ、電力事業ガ多數ノ營利會社ノ分立經營ニ委ネラレ、加フルニ各社間ノ利害關係ガ相錯綜シ、其間ニ連絡統一ヲ缺クコトガ少カラザル結果、事業ノ經營ニ於テ國家的、公共的使命ノ達成ニ遺憾ノ點ガ頗ル多イデアリマス、是ニ於テ電氣事業ハ之ヲ國家ノ管理ノ下ニ置キ、單一意思に依ル計畫的、綜合的運營ヲ爲シ、平戰兩時ニ備フル

が必要であり、而もモスクスルコトガ電氣事業ノ特質トシテ最モ經濟的ノ效果ヲ擧ゲ得ルノデアリマス、即チ斯ノ如クニシテ初メテ水力資源ノ徹底的、合理的開發、石炭石油等燃料資源ノ節約、非常時ニ於ケル敏速確實ナル動力動員、都市農村ヲ通ズル電氣料金ノ衡平等ヲ可能ナラシメ、以テ電氣事業ノ國家的、公共的使命ヲ達成スルコトガ出來ルノデアリマス」といつてゐる。

二 電力管理關係法

電力管理に關する法律は、「電力管理法」「日本發送電株式會社法」(昭和十三年四月五日法律第七十七號)、「電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律」(昭和十三年四月五日法律第七十八號)及び「電氣事業法改正法律」(昭和十三年四月五日法律第七十九號)であり、その基本をなすものが電力管理法である。

三 電力管理法

電氣の價格を低廉にし、その量を豊富にし、これが普及を圓滑ならしめるため、政府が發電及び送電を管理せんとするのが本法の目的である(第一條)。而してその運営は日本發送電株式會社を設けて、これが獨占的經營に當らしむることとしてゐる(第二條)。また政府は本會社の中樞的業務たる電力設備の建設または變更の計畫及び電力料金その他電力需給に關する重要事項については電力審議會を設け、これが議を経て決定することとした(第五條)。

四 日本發送電株式會社法

日本發送電株式會社は發電及び送電の一元的綜合經營をなし、民間の資本と能力とを有効に活用し、國家管理の下に於いて、その業務を遂行すべき任務を有するものである。それ故、資金調達に關する便益、配當の保證、租稅の免

除、その他事業の遂行上必要なる特權を認められると同時に、類似の特殊會社とほゞ同様な監督を受けるのである。

五 電力管理に伴ふ社債處理に關する法律

電力國家管理の實施に伴ひ、現に工場財團に屬する電力設備が、日本發送電株式會社に出資されることとなるが、既にこれを擔保とする社債の處理を如何にするか問題となる。そこで本法は、電力設備の出資後も依然として従來通り工場財團に屬するものとして、原契約上の負擔及び制限を受けることとした(第一條)。また出資者が當該社債の元金の支拂を怠つたときは、日本發送電會社は原債務者に代つてその支拂をなし得るのみならず(第三條)、工場財團に屬するもの、全部または大部分が出資されたことにより、出資者に社債を負擔せしむることが適當ならずと認められるときは、會社はその工場財團に屬する殘存設備を買收して、社債の元利支拂義務その他の負擔及び制限を承繼し得ることとした(第四條)。かくて既存會社の社債権者はその權利の萬全なる保護を得る結果、資産變動を理由とする期限前の元利償還の要求には、會社は應ずることを禁ぜられてゐる(第七條)。

六 電氣事業法中改正法律

配電事業は、その業務が複雑多岐であり、多分に商的要素を有し、しかも地方的性質を有するが故に、國家管理の範圍からは除外された。けれども電力國策の効果を透徹せしむるためには、區域の整理統合を圖ることによつて經營の不均衡を是正し、或は業態の改善、料金の均衡低廉化、電氣の普及を促進せしめ得るため、現行法に對して必要なる改正を行つたのである。要するに電氣事業法に於ける統制の強化擴充が圖られたのである。

第三一 其他

瓦斯事業に關する瓦斯事業法（大正十二年四月十日法律第四十六號）、百貨店企業の調整に關する百貨店法（昭和十二年法律第七十六號）、暴利行爲取締に關する暴利行爲取締規則（昭和十四年商工農林省令第一號）、硫酸アンモニアの國內生産事業の確立を目的とする硫酸アンモニア増産及配給統制法（昭和十三年四月二日法律第七十號）等についての説明は、紙數の都合上割愛する。

第九節 交通及び運輸統制法

交通運輸機關及び事業の如き公共性と協同性とを有するものは、保護、助長及び監督の必要なることは茲に改めて囑々を要しない。されば交通運輸機關は國民經濟上または軍事上必然的に國家的統制の下に立たねばならない。わが國に於ける交通運輸機關の經營は、官營または半官半民的に編成され、従つて國家的保護統制によつて發達して來たといつても過言ではなからう。

交通運輸關係法規の主要なるものとしては、鐵道國有法（明治二十九年法律第十七號）、地方鐵道法（大正八年法律第五十二號）、道路法（大正八年法律第五十八號）、軌道法（大正十年法律第七十六號）、船舶法（明治三十一年法律第四十六號）、船舶職員法（明治二十九年法律第六十八號）、遠洋航路補助法（明治四十二年法律第十五號）、航空法（大正十年法律第五十四號）、自動車交通事業法（昭和六年法律第五十二號）、日本交通運輸株式會社法（昭和十二年法律第四十二號）、小運送業法（昭和十二年法律第四十五號）、日本通運株式會社法（昭和十二年法律第四十六號）、航路統制法（昭和十一年法律第三十五號）、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一號）等があり、また戰時交通運輸統制法としては鐵道軍事供用令（明治三十七年勅

令第十二號）、臨時船舶管理法（昭和十二年法律第九十三號）がある。

註 拙著、前掲書一七九頁以下、二八八頁以下参照

前述の鐵道國有法は、一般運送の用に供せらるゝ鐵道はすべて國が所有する旨を規定し、また一地方の交通を目的とする鐵道については、地方鐵道法及び軌道法が制定され、諸々の取締監督を加へて來た。本講に於いては、これら鐵道の國營企業、地方鐵道及び軌道の免許または特許、許可、認可制に關する説明を割愛し、以上の諸法規中から、自由經濟の統制經濟的修補の段階に入つてから制定せられたもの、二三を取出して略述すること、しよう。

第三二 自動車交通事業法（昭和六年四月二日）（昭和十五年四月十日法律第五十二號）（法律第六十六號改正）

一 序 説

自動車による運輸は著しく發達し、同業者間に於いてはいふまでもなく、國有鐵道、地方鐵道及び軌道との間に無用の競争を生じ、斯業の健全な發展及び相互の協調の如きは期せらるべくもなかつた。そこでこの缺陷を補正するため昭和六年法律第五十二號を以て本法が制定され、昭和八年十月一日から施行され、更に昭和十五年法律第六十六號を以て改正された。

二 旅客自動車運輸事業

旅客自動車運輸事業とは、一般交通の用に供するため、（イ）一般の道路、自動車道または一般通行の用に供する通路を路線として定め、（ロ）定期に自動車の運行をして、（ハ）旅客を運送する事業をいふ（第一條、第二條）。この事業を經營せんとするものは、事業計畫を定めて鐵道大臣の免許を受くることを要する（第四條）。而して鐵道大臣は

自動車運輸事業につき、路線に應じて使用すべき自動車數その他事業の基準を定め得る(第三條)。

自動車運輸事業用の自動車は、自動車登録規程(昭和八年鐵道省令第五號)により登録を受けることを要する(第八條)。鐵道大臣は公益上必要ありと認むるときは、自動車運輸業者に對して、(一)運賃その他に關する事業計畫または專用自動車道の工事方法を變更せしむること、(二)路線を延長または變更せしむること、但し専用自動車道の延長及び變更はこの限りではない、(三)他の運送事業者と設備の共用、連絡運輸、運賃協定その他運輸に關する協定をなさしむること、(四)全部又は一部の路線を共通にする數人の自動車運輸事業者ある場合に共同經營をなさしむること、(五)旅客または物品の運送に關する損害につき保險に付せしむること、(六)前各號の外事業の改善をなさしむること等を命じ得る。而して以上のうち第三號及び第四號の場合に於いて、その實施方法または各事業者の收得し若くは負擔すべき金額につき協議調はさるときは、申請により鐵道大臣これを裁定する(第十條)。更に事業の休止、廢止、讓渡等に關する許可(第十二條、第十三條)、旅客自動車運輸事業の管理の委託及び受託に關する認可(第十三條ノ二)及び免許の取消若くは事業の停止(第十四條)、免許の失效(第十五條)等について規定する。

三 貨物自動車運輸事業

貨物自動車運輸事業とは、一般需要に應じ、自動車を使用して物品を運送する事業をいふ(第十六條ノ二)。

貨物自動車事業を經營せんとする者は、命令の定めるところにより、運賃その他に關する事業計畫を定め主務大臣又は地方長官(東京府に於いては警視總監)の免許を受けることを要する(第十六條ノ三)。この免許を受けた者は、主務大臣又は地方長官の指定する期間内にその事業を開始する義務を負ふ(第十六條ノ四第一項)。又事業區間を定むる

貨物自動車運送事業のため専用自動車道を開設せんとする者は、工事方法を定めて主務大臣の認可を受けなければならない。工事方法を變更せんとするときもまた同様である(第十六條ノ五第一項)。主務大臣は公益上必要ありと認むるときは、専用自動車道の工事方法の變更を命ずることができる(第十六條ノ五第二項)。主務大臣又は地方長官は公益上必要あるときは、貨物自動車運輸業者に對し、次の如き事項を命ずることができる(第十六條ノ六第一項)。(一)運賃その他に關する事業計畫を變更せしめること、(二)他の運送事業者と設備の共用、連絡運輸、運賃協定その他運輸に關する協定をなさしめること、(三)全部又は一部の事業區間又は主たる事業區域を共通にする數人の貨物自動車運送事業者ある場合に共同經營をなさしめること、(四)物品の運送に關する損害に付保險に付せしめること、(五)前各號の外事業の改善をなさしめること(第十六條ノ六)。更に政府は貨物自動車の整備を圖るため、必要ありと認むるときは、貨物自動車運送業者に對し、命令の定めるところにより、豫算の範圍内に於いて補助金を交付することができる(第十六條ノ七)。

四 自動車運送事業組合

(1)目的 自動車運送事業組合は、自動車運送事業者がその事業の健全な發達を圖るため、設立する法人である(第十六條ノ十)。

(2)事業 自動車運送事業組合は、(一)組合員の事業に必要な物の購入、共同施設の設置その他組合員の事業に關する共同施設、(二)運賃、運輸その他組合員の事業に關する統制、(三)組合員の事業に關する指導、研究及び調査、(四)前各號に掲ぐるもの、外組合の目的を達する必要な事業などの外、組合員に對してその事業に必要な資金

の貸付、組合員のためにするその事業上の債務の保證又は組合員の貯金の受入を併せ行ふことができる(第十六條ノ十)。

(2) 設立 組合を設立せんとするときは、豫め地區を定め、その地區内に於いて組合員たる資格を有する者の三分の二以上の同意を得て創立總會を開き、定款その他必要なる事項を定め、役員を選任し、主務大臣の認可を受けなければならぬ(第十六條ノ十二)。主務大臣は自動車運送事業の統制を圖るため、特に必要ありと認むるときは、命令の定むるところにより、地區及び組合員たる資格を定め、その地區内に於いて組合員たる資格を有する者に對し、自動車運送事業組合の設立を命ずることができる(第十六條ノ十三第一項)。この組合が成立したときは、その組合の地區内に於いて組合員たる資格を有する者は、すべてその組合の組合員となる(第十六條ノ十六)。

(3) 統制命令 主務大臣は自動車運送事業の經營に關する弊害を豫防し若くは矯正するため又はその健全なる發達を圖るため、必要ありと認むるときは、自動車運送事業組合に對し必要なる事業を行ふべきことを命ずることができる(第十六條ノ二十五)。主務大臣は自動車運送事業の經營に關する弊害を豫防し若くは矯正するため又はその健全なる發達を圖るため、必要ありと認むるときは、自動車運送事業組合の組合員又はその組合の組合員に非ずして、その組合の地區内に於いて、その組合員たる資格を有する者に對し、その組合の統制に従ふべきことを命ずることができる(第十六條ノ二十六)。主務大臣は自動車運送事業の統制を圖るため特に必要ありと認むるときは、前述の組合員の事業に必要な物の購入、共同施設の設置その他組合員の事業に關する共同施設を行ふ組合及び組合員に對しその事業に必要な資金の貸付、組合員のためにするその事業上の債務の保證又は組合員の貯金の受入を併せ行ふ組合の地區内に

於いて、そのアウトサイダーに對し、その組合に加入すべきことを命ずることができる。但しその組合の組合員數がその組合の地區内に於て、組合員たる資格を有する者の數の三分の二以上なる場合に限られる(第十六條ノ二十七第一項)。右の命令があつたときは、その組合の地區内に於いて、組合員たる資格を有する者は、すべてその組合の組合員となる(第十六條ノ二十七第二項)。

(4) 監督 主務大臣は必要ありと認むるときは、自動車運送事業組合に對し、定款、收支豫算又は經費の分賦收入方法の変更を命じ、その他監督上必要な命令を發し又は處分をなすことができる(第十六條ノ二十九)。

五 自動車道及び自動車道事業

自動車道を區分して一般自動車道と専用自動車道の二種とする(第十七條第一項)。本法に謂ゆる自動車道事業とは、一般自動車道を開設し、有償または無償にてこれを専ら自動車の一般交通の用に供する事業をいふ(第十七條第二項)。自動車道事業を經營せんとする者は、使用料金をその他事業計畫を定め内務鐵道兩大臣の免許を受くることを要する(第十八條)。一定の場合には主務大臣は監督上必要な命令(第二十五條)、免許、許可に條件を附し(第二十六條)、事業の休止、廢止、讓渡の制限(第二十七條、第二十八條)及び免許の取消または事業の停止(第二十九條)、免許の失効(第三十條)等の處分をなし得ることとした。

六 自動車交通事業抵當

自動車運輸事業及び自動車道事業を營む株式會社は、抵當權の目的となすため、自動車運輸事業または自動車道事業の全部または一部につき、自動車交通事業財團を設定することを得ることとし、本法に別段の規定なきものは、鐵

道抵當法を準用することとした(第三十八條)。

第三三 小運送業法(昭和十二年四月二日 法律第四十五號)

(一) 鐵道、軌道若しくは自動車運輸事業のなす物品運送またはこれらの運送機關と通運送をなす運送機關による通物品運送の運送取扱業または運送代辨業及び鐵道、軌道または自動車運輸事業に附随しまたはこれを利用してなす陸上の物品運送業等の謂ゆる小運送業は、國民經濟上重要な意義を有するにも拘らず、現行制度の下に於いては全く自由に放任され、且つ交互計算等の統轄事務を行ふ營利會社が分立してゐる結果、種々の弊害を生じ、大運送にみるが如き社會政策的運貨政策もなく、かくては斯業の健全なる發達を期待し得ない。のみならず、小運送は廣義國防上の見地からも小運送作業の統制、従業員の訓練、小運送用具の整備等について備ふることを要する。しかるに從來の如く小運送店に關する取締規定を缺き、純然たる營利會社にその統轄事務を委ねるときは、同業者の亂立、不正競争、料金の不統一、企業の不健全經營を生ずるに至る。これが對策として從來國有鐵道は、公認運送取扱人制度、次で指定運送取扱制度を實施して來た。しかるに指定、非指定業者間の相剋は幾多の難問を生じ、その弊害も少くなかつた。是に於て、小運送業を免許營業として適當なる取締監督を行ふと共に、新たに半官半民の日本通運株式會社を設けて、既存の民間會社の統轄事務を承繼させ、これにより小運送業の改善助長、整備を圖らしめんと目的を以て、小運送業法及び日本通運株式會社法を制定したのである。

(二) 免許せられた小運送業者に對する監督取締としては、運賃、料金その他取扱條件の認可制を定め(第三條)、公益上の必要から、運賃、料金その他取扱條件の変更、設備共同使用の協定、集配區域の協定その他事業の實施及び改善に關し必要な命令をなし得ることとした(第四條)。更に業務狀況の報告、検査(第五條)、營業の休止または廢止の認可制(第六條)、營業の讓渡、會社の合併、解散の認可制(第七條)、免許または認可の制限及び取消(第八條、第九條)及び運賃料金の公示(第十條)等について規定した。

(三) 小運送業の健全なる發達を圖るため、(一) 小運送業の取引より生ずる債權債務の決済に關する事務、(二) 貨物引換證整理及び保證に關する事務、(三) 小運送業の助長に必要な事業、(四) 小運送業及びこれに附帶する事業等をなさしめる目的を以て、資本金三千五百萬圓、その半額を限り株式を政府に於いて引受け得ることとした日本通運株式會社を設けることとした。本會社は小運送業の公共性よりして當然に一般の株式會社と異り、日本通運株式會社法による政府の特別な援助指揮監督を受けるのである。

第三四 航路統制法(昭和十一年五月三十日 法律第三十五號)

(一) 本法は從來自由競争に放任されてゐた海運業にある程度の統制を加へて、その經營の合理化を圖り、斯業の健全なる發達とその海外進出を期する目的を以て制定されたものである。而して昭和十一年八月一日から實施された。

(二) 本法は帝國臣民または帝國法人が遠洋區域、近海區域または勅令を以て定むる沿海區域に於いて、一般の需用に應じ、船舶により人または物を運送する事業を營むものに適用される(第一條、第二條)。

政府は海運業の健全なる發達を圖るため必要ありと認むるときは、海運業者に對して不當なる競争の防止に關し勸告をなすことを得、更に必要あるときは航路の經營に關する協定を命じ、または航路の經營を禁止若しくは制限することを得る(第三條)。更にまた、運賃その他の航路の經營條件が公益に反すると認むるときは、政府は海運業者に對し

て、その經營條件に關し必要な命令をなし得る（第四條）。海運業者は一定の事項の行政官廳に届出る義務あるのみならず（第五條）、行政官廳は業務及び財産狀況の検査をなしたまたは報告をなさしめ得る（第六條）。

帝國臣民または帝國法人以外のもの、營む海運業にして、その資本の全部または一部が帝國臣民または帝國法人に屬するものについては、勅令の定むるところにより本法が準用される（第七條）。

前述の第三條及び第四條の規定による命令は原則として航路統制委員會の議を経ることを要する（第八條）。

第三五 臨時船舶管理法（昭和十二年九月十日） （法律第九十三號）

一 序 説

戰時に於ける軍事上巨大な船腹の必要は、當然に船舶の減少を來たすのみならず、航海距離の延長、航路の変更、船員補充の困難及び老朽船の使用等を餘儀なくせしめる。しかも軍需品及び國民必需品の供給のため、海運界に對する國民經濟上の要求は増大せざるを得ない。然るにこれに對する供給は、戰時體制下にあつては、造船設備及びその材料並に勞働力の軍需産業への轉換の結果、必然的に低下せしめられざるを得ない。かゝる實狀こそ、戰時に於ける船舶の國家管理を必要ならしめる素因である。

かくして支那事變の勃發は、謂ゆる經濟外的船舶の需要の擡頭となり、これが齎す船舶の不足は、ひとり海運界を混亂に陥れるのみならず、物資輸送の不圓滑は、一般産業活動の澁滯をも惹起するが故に、支那事變に關聯して、海運の調整をなさんとするのが本法の目的である。本法は次に述べる如く、船腹飢饉の情勢の下に於いて、わが船舶全體につき交通並に運輸のため最も有效な綜合的運営を期する目的を以て、船舶の國家管理を行はんとするものである。

二 日本船舶の収益及び處分の許可制

日本船舶は、命令によつて定むるものを除き日本船舶を所有し得ざる者に讓渡し、貸渡し（期間備船を含む）、擔保に供し又は引渡さんとするときは、政府の許可を受けることを要する（第三條）。

三 外國船舶輸入許可制

日本船舶を所有することを得る者日本船舶に非ざる船舶を取得せんとするときは、原則として政府の許可を受けなければならぬ（第四條）。

四 運航業者に對する統制

政府は海上に於いて人又は物を運送する事業を營む帝國臣民又は帝國法人に對し、外國諸港間の運送の制限又は禁止及び航路、就航區域又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずることができる（第五條、第六條）。

五 統制命令

政府は運航業者、船舶所有者又は造船業者に對し運賃、船舶の賃貸料（期間備船料を含む）又はその製造若しくは賣買の價格に關し必要な命令をなすことができる（第七條）。政府は造船業者に對し船舶の製造順位の變更、材料又は機裝品の取得の調整その他船舶の製造に關し必要な命令をなすことができる（第八條）。政府は運航業者又は船舶所有者に對し船舶の施設又は乗組員の保護若しくは整備に關し必要な命令をなすことができる（第九條）。

更に政府は遠洋航路補助法による補助航海に使用する船舶の資格について、命令を以て別段の規定をなすことができる（第十一條）。政府は船舶職員法により船舶に乗組ましむべき船舶職員の定員又はその免狀の種類について、命令

を以て別段の規定をなすことができる(第十二條)。

六 監 督

政府は運航業者、船舶所有者又は造船業者に對しその業務の狀況に關し報告をなさしめることができる(第十條)。

第三六 陸上交通事業調整法(昭和十三年四月一日法律第七十一號)

(一) 陸上交通事業は近年著しく發達したが、その半面に於いて、ともすれば事業相互間の連絡統一を缺き、併立競争の弊害を生じ、その結果は國家的にみて不經濟不合理なるのみならず、事業者間に於ける資本の浪費、經營の困難を招來し、一般公衆に對しても交通機關の利用上不便が少くない。そこで、これら交通事業を調整して、公衆の便益を圖ると共に、斯業の健全なる發達に資するため、本法の制定をみたのである。

(二) 鐵道大臣は地方鐵道事業、軌道事業、自動車運輸事業その他勅令を以て規定する事業等の謂ゆる陸上交通事業の健全なる發達を圖り、公益の増進に資さんがため、事業の調整をなさんとするときは、交通事業調整委員會の意見を徴して、調整の區域、調整すべき事業の種類及び範圍、調整の方法を決定し、この決定により事業者に一定の事項を勸告または命令する(第一條、第二條、第五條)。右の決定には、(一) 會社の合併または設立、(二) 事業の讓受または讓渡、(三) 事業の共同經營、(四) 事業の管理の委託または受託、(五) 連絡上必要なる線路その他の設備の新設、變更または共用、(六) 運賃または料金の制定、變更または協定、(七) 連絡運輸、直通運輸その他運輸上の協定、(八) 用品その他の共同購入、共同修繕その他調整上必要と認むる方法等がある(第二條)。而して事業者間に協定成立したるときは、鐵道大臣の認可を申請することを要することとしてゐる(第三條)。

而して本法による命令に違反したる事業經營者に對しては、鐵道大臣は調整委員會の意見を徴して、(一) 取締役その他役員の解任、(二) 他人をして事業經營者の計算に於いて事業の管理をなさしむること、(三) 事業の全部または一部の停止をなさしむること、(四) 免許または特許の全部または一部の取消等の處分をなし得る(第十二條)。(三) 國營鐵道及び省營バスには直接本法の適用はないものとみられる。

第十節 金融統制法

わが國に於ける一般産業の發展と共に、銀行もまた發達し、銀行資本は漸次増大した。かくて小銀行濫立に伴ふ弊害を豫防するため、政府は夙に資本金の制限、合併手續の簡易化等によつて銀行の合同を助成せんと圖つた。この政策は世界大戰後の不況時、大正九年の恐慌、昭和二年の金融の危機に際し強調され、同年銀行法(昭和二年三月三十日法律第二十一號)が制定された。銀行法による取締監督は普通銀行に適用せられるが、更に大正十年に至り貯蓄銀行法(大正十年四月十四日法律第七十四號)が制定され、同年四月「日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ關スル法律」(大正十年四月二十二日法律第八十號)が制定せられた。

獨占資本主義が恐慌の段階に入ると金融の範域に於いては、悪性インフレへの陥穽を極力さけつゝ、龐大な豫算の圓滿な實行を可能ならしめ、同時にこれに順應する生産力の擴充と資源の開發とに備へるため、必然的に統制金融政策が要請せられるに至る。かくて數次に互る日銀制度の改正をみ、昭和六年十二月金輸出再禁止と共に圓の對外價值は暴落し、次いで上海事變並に國內の凶變によつて圓は更に低下せしめられた。そこで政府は昭和七年六月資本逃避

防止法を制定したが、翌八年三月には外國爲替管理法を制定した。その後再度の外國爲替管理法の補強工作にも拘らず、爲替相場は軟調を示した。その後結城藏相による内地産金の對米現送となり、わが國の爲替資金は年々涸渇を來した。かくて戰時體制下に於いて、産金法（昭和十二年法律第五十九號）、金準備評價法（昭和十二年法律第六十號）、金資金特別會計法（昭和十二年法律第六十一號）、特殊金融機關關係の諸法規（例へば朝鮮銀行法、臺灣銀行法、橫濱正金銀行條例、産業組合中央金庫法、商工業組合中央金庫法等）、臨時通貨法、有價證券業取締法（昭和十三年三月二十八日法律第三十二號）、有價證券引受業法（昭和十三年三月三十日法律第五十四號）、庶民金庫法（昭和十三年四月一日法律第五十八號）恩給金庫法（昭和十三年四月一日法律第五十七號）、臨時農村負債處理法（昭和十三年四月二日法律第六十九號）、兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律（昭和十三年四月一日法律第六十四號）、擔保附社債信託法、恩給法、不動産融資及損失補償法、産業組合中央金庫法等の改正及び臨時資金調整法（昭和十二年法律第八十六號）等が制定された。

註 拙著、前掲書一九八頁以下参照。

以下に於いては、財政金融關係法規のうち、二三の主要な金融統制法について概説することとする。

第三七 外國爲替管理法（昭和八年三月二十九日）（昭和十二年八月二十八日）（昭和十五年三月二十七日）（昭和十六年四月十二日）（法律第二十八號）（法律第八十一號改正）（法律第八十七號改正）（法律第十八號改正）（法律第八十三號改正）

一 序 説

わが國に於ける昭和六年十二月金輸出再禁止以來外國爲替相場の低落は、資本の國外逃避と爲替の思惑取引とによつて、國民經濟に大なる影響を及ぼさずにはゐなかつた。是に於いて昭和七年三月本法の前身たる資本逃避防止法が制定された。しかし同法は専ら直接爲替の作用または外貨證券に對する投資の形態に於ける資本の國外逃避を防止す

るを主眼とし、外國貿易その他の取引による資本の國外逃避を防止し得ざる缺點があつた。そこで、外國爲替取引及びこれに關聯する行爲の全般を管理すべく本法の制定をみたのである。かくて國民の對外的經濟活動に對する國家的統制が加へられるに至つた。

支那事變を契機とする戰時體制から戰時體制への飛躍的發展に伴ひ、爲替相場は金輸出禁止、貿易狀態及び物價の變動等のため、甚だしい變動を受けねばならなかつた。この時に當り國際信用を維持し、爲替相場の維持安定を圖るため、在外資金の動員方策を強化することを目的として、本法の改正が行はれた。その後昭和十五年の改正に於いては、本邦通貨及び外國通貨の輸入取締の徹底を期するため、本邦通貨及び外國通貨の輸入を許可制とした。又昭和十六年の改正に於いては、外國爲替管理の戰時體制が整備された。その改正の主要點は、（一）在外財産又は在外資金について、政府が賣却、管理、運用等の適當な保全的措置、活用方法をとるため必要な統制を加へることとしたこと、（二）わが國の經濟權益を擁護するため、本邦内に於ける外國人關係の財産の取得處分方法について、必要な取締をなし得ることとしたこと、（三）外國との間の決済について、方法、條件等の必要な事項を命じ得ることとしたこと、（四）爲替銀行を通じない對外決済を取締ることになつたことなどである。

二 禁止または制限される取引または行爲
政府は命令の定むるところにより、次に掲ぐる取引又は行爲を禁止することができる（第一條）。

（一）外國通貨又は外國爲替の取得又は處分、（二）通貨若くは外國通貨の輸出入、金地金、金の合金若くは金を主たる材料とする物の輸出又は金貨幣の鑄造若くは毀傷、（三）外國への送金で前二號に包含する方法によらないもの、

(四) 外國に於いてなした委託に基き又は外國居住者(法人の外國に在る支店その他營業所を含む)のためにする本邦内に於いてなす支拂又はその受領、(五) 外國に於いてなす支拂の本邦内に於ける委託、(六) 本邦居住者(法人の本邦内に在る支店その他の營業所を含む)のためにする外國に於いてなす支拂又はその受領、(七) 外國居住者に對する債權の取立又は取立の依頼若しくは引受、(八) 外國居住者のためにする債權の取立の依頼若しくは引受、(九) 外國居住者、本邦内に居住する外國人(外國法人の本邦内に在る支店その他營業所を含む)又は命令の定むる本邦法人の本邦内に於いてなす財産(事業若しくは營業又はこれに對する出資を含む)の取得若しくは處分、預金の引出又は貸出金の回收、(一〇) 前號に掲ぐる者のため又はこれを相手方とする本邦内に於いてなす前號に掲ぐる取引又は行爲、(一一) 外國爲替相場の取極、(一二) 外國通貨を以て表示する證券(財産權を證する證書及び帳簿を含む)、債權又は債務の取得又は處分、(一三) 本邦通貨を以て表示する外國居住者に對する債權債務の取得又は處分、(一四) 信用狀の發行又は取得、(一五) 外國居住者に信用を與ふる行爲、(一六) 證券の輸出又は輸入、(一七) 價額の全部又は一部につき外國爲替を取組まない貨物の輸出又は輸入、(一八) 外國に在る財産で第一號、第十二號又は第十三號に掲げないもの、取得又は處分。

三 政府の處分命令權

政府は命令の定むるところにより、(一) 外國通貨または外國爲替、(二) 外國通貨を以て表示する證券若しくは債權または本邦通貨を以て表示する外國居住者に對する債權、(三) 外國に在る財産にして前二號に掲げざるもの等に對して、これを日本銀行その他政府の指定するものに賣却しその他これに關し、必要ない處分をなすべきことを命じ得

る。この場合の賣却價額は外貨評價委員會が決定する(第三條)。

四 取締監督

政府は命令の定むるところにより、禁止または制限された取引または行爲及び處分命令に關し、必要なる事項の報告を徴しまたは帳簿の検査をなし得る(第五條)。また政府は命令の定むるところにより、外國爲替に關する取引を日本銀行その他政府の指定する者を相手方とする場合に限定し得る(第二條)。

以上の外、取締に關する規定としては本法施行に必要な委任命令たる「外國爲替管理法ニ基ク命令ノ件」(昭和八年四月二十六日大藏省令第七號)がある。これによれば左の如きものは大藏大臣の許可を必要とする。(イ) 金貨幣、金地金、金製品の輸出(第一條)、(ロ) 邦貨を對價とする外國通貨、外國爲替または邦貨の強制通用力を有する地域に仕向けた圓爲替の買入、外國爲替銀行に非ざる者に對する邦貨を對價とする外國爲替の賣却、外國通貨を對價とする圓爲替の賣買、外國に對する送金、外國に於いてなしたる委託に基き本令施行地域内に於いてなす支拂(第三條)、(ハ) 外貨證券の有價的取得または處分(第六條ノ一、二)、(ニ) 外國通貨を以て表示する債權の讓受(第七條)、(ホ) 外國通貨を以て表示する債權または債務を取得すべき預金、消費貸借、信託、保險の契約(第八條、第九條)、(ヘ) 外國通貨を以て表示する地方債若しくは社債の發行または本邦内に在る財産を擔保として外國に於いて外國通貨を以て表示する外國居住者よりの借入金及び外國居住者の債務についての擔保の設定(第十條、第十條ノ二)、(ト) 信用狀の取得(第十一條)、(チ) 證券の輸出入(第十二條)、(リ) 外國爲替を取組まずしてなす貨物の輸出(第十三條)、(ヌ) 外國に在る不動産、鑛業權、森林伐採權若しくは工業所有權または外國の國籍を有する船舶の取得(第十六條ノ二)、(ル) 事

業、營業若くは出資を譲受け、出資をなしたまたは本邦内に在る財産を取得するための外國に在る財産の處分（第十六條ノ三）、（ヲ）昭和十一年十二月一日以後の外國爲替業務の開設（銀行）（第十七條）。而して外國爲替の思惑取引の絶對禁止（第二條）、外國證券の利息若くは配當金にして支拂期日の到來したるものは期日後三ヶ月内に支拂または賣却を強制される（第十六條）。なほ外國爲替銀行に關する特例（第十七條乃至第二十條ノ三）、外國爲替取引並に外貨資産増減に關する報告義務（第二十三條）、大藏大臣は必要あるときは事項及び人を指定して本令に定むる取引または行爲の制限を免除し得る（第十八條ノ三、第二十九條）。

五 その他

本法に關係ある法規には右の大藏省令の外に、「外國爲替管理法ニ關スル施行手續」（昭和八年四月二十六日大藏省令第八號）、「輸入貨物代金ノ決済及外國爲替銀行ノ海外指圖ニ依ル支拂ノ制限ニ關スル外國爲替管理法ニ基ク命令ノ件」（昭和十二年一月八日大藏省令第一號）及び「外國爲替管理法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件」（昭和八年四月二十六日勅令第六十六號）、「關東州外國爲替管理令」（昭和八年九月十五日勅令第二百四十一號）等がある。

第三八 臨時資金調整法（昭和十二年九月九日）（昭和十四年四月二十二日）（昭和十五年三月三十日）（昭和十六年三月三日）（法律第八十六號）（法律第七十六號）（法律第七十號）（法律第十八號）

一 序 説

本法は今次事變の勃發によつて、戰爭目的遂行のため戦費の膨脹、軍需資材の急激なる増大は、國防産業に於ける急速な生産力の擴充を必要とした。そこでその莫大な戰爭需要に應ずるため、國內に於ける物資と資金との不急不要な事業への吸収を極力抑制して、國內資金を國防産業の生産力擴充その他この際必要な方面へ振向けようとするもの

である。かゝる見地から本法は、事業資金の調整、興業債券發行限度の擴張、貯蓄債券の發行、金融事項の調査について規定してゐる。本法については制定以來今日まで既に數回の改正が行はれた。

二 事業資金の調整

本法は事業資金について、資金供給者である金融機關及び證券業者の側からと、資金の利用者である事業主體の側からとの二方面から調整する方法を講じてゐる（第二條、第四條）。

(1) 事業資金が調整される場合 (一) 事業に屬する設備の新設・擴張又は改良に關する資金の貸付、(二) 有價證券の應募・引受又は募集の取扱（第二條）、(三) 會社の設立、資本増加、合併又は目的變更、(四) 第二回以後の株式の拂込徴收、(五) 他人をして引受又は募集の取扱をなさしめずに行ふ社債の募集（第四條）、以上調整を受ける事業資金は、固定的事業設備に要する資金のみであつて、事業の運轉資金その他の短期の流動資金は含まれない。

(2) 調整の方法と標準 金融機關及び證券引受業者又は命令の定むる事業會社が、右の事業資金の貸付をなさんとするときは、原則として政府の許可を受けなければならぬ（第二條、第三條、第四條、第四條ノ二）。右の許可に關する事務は日本銀行がこれを取扱ひ、これに従事する行員は公務に従事する職員と看做される（第五條）。

(3) 金融機關及び證券引受業者の側からの貸付調整 茲に金融機關とは銀行（特別銀行・農工銀行・普通銀行・貯蓄銀行）、信託會社、保險會社（生命保險會社・損害保險會社）、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫、道府縣信用組合聯合會などの總稱であつて、無盡會社及び信用組合は含まない。また證券引受業者とは、金融機關に非ずして、有價證券の引受又は募集の取扱をなすことを營業とする者である（第二條）。これら金融機關及び證券引受業者が、(一)

一口の金額五萬圓以上の資金貸付、(二)貸付總額五萬圓以上に及ぶ數口に互る資金の貸付、(三)額面總額五萬圓以上の有價證券(國債、地方債、本法施行地域内に本店を有する會社の株式を除く)を、事業設備の新設、擴張若くは改良のため貸付けるときには、原則として主務大臣の許可を受けなければならない(施行令第一條、第二條、第三條)。しかしながらこの金融の側面からする調整は、金融機關又は證券業者が本法の目的に従つて、政府の適當と認める方法で、自治的に調整を行ふ場合には許可を受けることを必要としない(第三條)。

三 事業の調整

事業資金に關する金融の調整は、窮極に於いて事業の調整を目的とするものであるから、その目的を完全に達成せんがためには、當然に事業そのものゝ調整を必要とするのである。

(1)會社の調整 資本金(出資總額、株金總額、それらの合計額又は基金總額)が、二十萬圓以上の商法上の會社の外、民事會社及び相互會社は、(一)會社の設立、(二)會社の資本増加、(三)會社の合併、(四)會社の目的變更、(五)第二回以後の株金拂込徴收、(六)社債の直接募集、(七)命令の定むる限度を超える事業設備の新設・擴張又は改良などについては、原則として政府の認可を受けなければならない(第四條、第四條ノ二)。

(2)事業設備の調整 金融機關が事業設備の新設・擴張若くは改良に關する五萬圓以上の資金を貸付(特定の事業については三萬圓)、又は自己資金を以て右の額を超える事業設備の新設・擴張又は改良をなさんとする者は、原則として政府の許可を受けなければならない(第二條、第四條ノ二、施行令第一條)。但し次に述べる方法で事業資金が調達される場合には、政府の許可を必要としない(第四條ノ二但書)。すなはち(一)金融機關よりの借入金、(二)他人をし

て引受又は募集の取扱をなさしめた社債の収入金、(三)本法により設立又は資本増加について認可を受けた場合の會社の第一回拂込株金又は出資金、(四)本法により拂込又は募集につき許可又は認可を受けた場合の會社の拂込株金又は社債収入金がそれである。

(3)事業資金の調整機關 本法は事業資金の調整に關する事務を日本銀行をして取扱はしめるが、日本銀行は本法に謂ゆる許可又は認可の事務を取扱ふのみであつて、これが決定権を有するものではない。本法は事業資金調整に關し重要な事項を調査審議し、許可又は認可に關する處分をなすため、臨時資金調整委員會及び臨時資金審査委員會の二つの機關を設けてゐる(第十一條、第十二條)。

四 資金の供給及び吸收

本法は積極的に時局産業へ資金を向けるため、一方特殊金融機關である日本興業銀行及び日本勸業銀行の債券發行限度を擴張し、これについては政府が元利拂及び割増金の支拂を保證することによつて、比較的短時間に多額の事業資金の調達を可能ならしめ、積極的にこれを必要な方面へ供給せしめ、他方時局會社に對し社債の限度外發行を認め、て資金の吸收に便ならしめてゐる(第六條、第九條、第十三條、第十四條)。

(1)興業債券發行限度の擴張 日本興業銀行法によれば、同銀行は拂込資本金額の十倍まで債券を發行し得ることゝなつてゐるが、本法はこの限度を超えて更に二十億圓を限り發行し得ることゝした(第六條)。

(2)日本勸業銀行による債券の發行 軍事費の支出によつて、ひろく民間に撒布された資金吸收を目的として、本法は日本勸業銀行をして、收入十億圓まで割増金附貯蓄債券(無記名、額面二十圓以下)及び收入五億圓まで割増金附報國債

券（無利子、額面十圓以下）をそれぞれ發行せしむること、した（第十三條、第十四條、第十四條ノ二、第十四條ノ三）。
 (3) 社債の限度外募集 商法二百九十七條によれば、社債の總額は拂込んだ株金額を超えることができないことになつてゐる。しかるに本法は時局に緊要な事業を営む會社（航空機製造事業、金屬工機械製造事業、兵器及び兵器部分品製造事業、鋼船製造事業、製鐵事業、産金事業、石炭事業、石油鑛業、石油精製業及び石油輸入業を営む會社）は、政府の認可を受けて、その事業設備の費用に當てるため、拂込株金額の二倍まで社債を發行し得ること、してゐる（第九條第一項）。但しこの場合には、會社債権者を保護するため、最終の貸借對照表によつて、會社に現存する財産が拂込株金額に満たないときは、右の特典は付與されない（第九條二項）。なほ、限度外募集の社債は、擔保附社債信託社法による物上擔保を附することが必要である（第九條第三項）。

五 資金狀況の調査

政府は資金狀況の調査をなす必要ありと認むるときは、次に述べる事項について、關係者をして報告をなさしめ、又帳簿その他の検査をなすことができる（第十六條）。(一) 資金の需給及び移動に關する事項、(二) 有價證券に關する事項、(三) 國際收支に關する事項、(四) 事業の資金計畫に關する事項、(五) 事業設備の新設、擴張又は改良に關する事項

六 施行期間

本法は第十四條及び第十四條ノ三乃至第十五條を除き、今次事變終了後一年以内に廢止されることになつてゐる（附則）。

第三九 産金法

（昭和十二年八月十日）（昭和十四年四月十日）
 法律第五十九號（法律第八十號改正）

(一) 豫算の膨脹、入超増加の情勢は金の現送による國際收支の改善を餘儀なくせしむる。されば産金の増加を圖り、これを政府に集中し、また民間に死藏せられる金地金、金の合金、金製品を政府に賣却させて對外決濟力を豊富ならしむると共に、正貨準備を不變の地位に安定せしむる必要あるが故に、産金法はその製成に至るまで一切の過程に於いてこれを政府の監督の下に置き、金地金、金合金、金製品などの保有處分について統制し、之を政府に集中せんとする目的を以て本法の制定をみたのである。

(二) 本法の骨子ともいふべきは、金製鍊業者及び合金鑛産物業者に對する免許制度を設けて監督統制を行ひ（第三條）、探鑛、製鍊場並に選鑛場の増設に對する獎勵補助（第十六條）、必要な器具機械等の輸入税免除（第十五條）、産金の政府に對する賣渡義務（第一條、第二條）、その他業者に對する政府の命令處分（第六條、第七條、第八條、第九條）、報告義務及び検査（第十二條）、金地金、金合金、金製品等の所有者に對する處分禁止若しくは制限命令又は賣却命令（第十一條ノ二）等に關する規定である。

(三) 本法と關係あるものには、金資金特別會計法（昭和十二年八月十日法律第六十一號）、金準備評價法（昭和十二年八月十日法律第六十號）等がある。

第四〇 有價證券業取締法

（昭和十三年三月二十八日）
 法律第三十二號

(一) 産業の健全なる發達を圖るためには、有價證券の流通の圓滑とその取引の安全とを圖ることが肝要である。しかるに從來取引所外に於ける有價證券の賣買は自由に放任され、何等の取締もなされなかつた。それ故、近時通信機

關の發達に伴ひ、資力信用乏しくして斯業を営む者多數にのぼり、數多の弊害を生じ、取引の安全を脅した。そこで有價證券業を免許制度として、斯業の刷新を圖らんと目的を以て本法が制定されたのである。

(二) 本法と同時に制定されたものに、有價證券引受業法(昭和十三年三月三十日法律第五十四號)がある。從來、公社債の發行は、銀行債等一部特殊のものを除き、その大部分は銀行、信託會社または證券引受業者の手によつて行はれた。従つて一般金融政策より、また生産力擴充の見地よりして、證券引受業者の地位の重大性は著しく加つた。にも拘らず、これら業者に對しては從來放任してゐた。そこで、有價證券引受業を免許制度として、監督統制を行ひ以て斯業の堅實な發達を圖らんと目的を以て本法の制定をみた。

第十一節 社會政策的統制法

經濟法の基柱としての社會政策に關しては本講三六頁に於いて、經濟法と勞働法との關係については四六頁に於いて、それぞれ論述したところである。わが社會立法には、工場法(明治四十四年)、鑛夫勞役扶助規則(大正五年)、勞働爭議調停法(大正十五年)、職業紹介法(大正十四年)、勞働者災害扶助法(昭和六年)、退職積立金及退職手当法(昭和十一年)、商店法(昭和十三年)、國民保健法(昭和十三年)、社會事業法(昭和十三年)、國民勞務手帳法(昭和十六年)等がある。これらについては勞働法として説明せられるを普通とするが故に茲には省略する。

第十二節 戰時經濟統制法

戰時統制經濟法については、本講六八頁以下に於いて、既に一言せるところである。

わが國に於ける戰時經濟統制法には、古く徵發令(明治十五年太政官布告第四十三號)及び鐵道軍事供用令(明治三十七年緊急勅令第十二號)があり、次で世界大戰の末期に至り、軍事工業動員法(大正七年法律第三十八號)及び軍用自動車補助法(大正七年法律第十五號)が制定された。その後、資源調査法(昭和四年法律第五十三號)、軍用電氣通信法(昭和九年法律第三十九號)が制定された。滿洲事變以後謂ゆる準戰時體制下に於いて、多數の經濟法の制定をみたが、それらはいづれも戰時に利用し得るやうに構想され、國防の一面を有することは既にみて來たところである。

而して今回の支那事變を契機とする準戰時體制から戰時體制への轉化は、一躍多數の戰時經濟法を發動せしめた。曰く、軍需工業動員ノ適用ニ關スル法律(昭和十二年九月十日法律第八十八號)、輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律(昭和十二年九月十日法律第九十二號)、外國爲替管理法中改正法律(昭和十二年九月十日法律第八十七號)、臨時資金調整法(昭和十二年九月十日法律第八十六號)、臨時馬ノ移動制限ニ關スル法律(昭和十二年九月十日法律第八十九號)、米穀ノ應急措置ニ關スル法律(昭和十二年九月十日法律第九十號)、臨時肥料配給統制法(昭和十二年九月十日法律第九十一號)、臨時船舶管理法(昭和十二年九月十日法律第九十三號)等。^(註)

註 拙著、前掲書、第四章日本戰時經濟法參照

しかるにその後更に國家總動員法が制定された。その提案の理由について政府は、(イ)軍需工業動員法が直接の軍需充足に限られてゐるため、一般の勞働物資、事業及び施設、資金の運用統制、警備、情報及び宣傳等の動員規定を補充する必要がある。(ロ)一朝有事の緊急の場合法律の追加や修正は動員を滯滞させ、民間の活動を混亂させる

から、豫め統一した方針の下に緊密な調整を圖つて置かねばならない、(ハ)支那支變今後の長期戦には如何なる最悪の事態が加重するか保し難いから、今日からこれに備へて置くことが必要である、(ニ)既に右に基いて現實の總動員計畫を著々と進めてゐるのだから、最悪の事態に直面してから緊急非常の措置をとるより憲法の本旨により議會の協賛を経て法律化して置くことが妥當である、といふのである。

かくて、國家總動員法は、從來の戰時立法のすべてを吸収し、更に必要なる事項を網羅して現はれた。

第四一 國家總動員法(昭和十三年四月一日)(法律第五十五號)(昭和十六年三月三日)(法律第十九號改正)

一 序 說

近代の戰爭は、すべての市民が動員される武力並に資材の戰爭たる謂ゆる全體戰爭であつて、最大の資源と最も効果的な社會經濟體制とをもつ國が、最も多く戰勝の機會を握むであらう。されば近代の戰爭は兵力のみではなくして、全國民の參加する戰爭であり、軍事動員のみではなくして、全國民の經濟的及び精神的の完全な動員を必要とする戰爭である。而して銃後に於ける産業が戰爭の決定的要因をなす事態は、軍事産業と平和産業との境界を消失せしめ、全國民經濟機構は擧げて戰爭の必要に奉仕すべく動員されねばならない。かくて戰闘員と非戰闘員との區別並に軍事動員と國家總動員との區分もまた當然に消失するに至つたのである。

戰時體制を樞軸とする國家總動員は、一國の生産諸力を擧げて戰爭の需要及び國民經濟の維持に向つて集中することを目的とする。されば國家總動員の指導理念は、戰爭に起因する國民の犠牲を最少限度にとゞめ、積極的にその生活を保障すると共に、已むを得ざる國民負擔を國民各個に衡平に分賦し、以て各人をして不満なくその分に應じて最高の能率を發揮して、舉國一致戰爭の目的を遂行するにある。されば國家總動員法は、戰爭目的への國民經濟の從屬奉仕を主眼とする國家統制理念の法的顯現にして、戰爭の危機に際して發生する諸々の窮迫の克服を志向し、それはもとより積極的な社會經濟機構そのもの、革新を直接の目的とするものではないのである。それにも拘らず、窮極に於いては、その本來の目的よりして當然に社會經濟に對する指導性を缺如することは許されない。(註)

註 拙著、法と統制經濟、一〇三頁以下参照

さはあれ、一たび發動するや、議會の立法權の全部をあげて政府に委託するとも觀られ、従つて立法權の白紙委任状ともいはれる國家總動員法は、謂はゞ資本主義の歴史的範疇としての戰時體制の法的外被であつて、いまや、その登場の國內的並に國際的重大性が明察せられねばならない。

本法は全文五十五條からなる。その規定を大別すれば、(一)定義を定むる規定、(二)戰時規定、(三)平戰兩時に發動する規定、(四)補償及び補助金に關する規定、(五)監督に關する規定、(六)報告及び立入検査に關する規定、(七)罰則規定、(八)國家總動員審議會に關する規定、(九)附則である。

二 國家總動員

國家總動員とは、戰時(戰爭に準ずべき事變の場合を含む)に際し、國防目的達成のため國の全力を最も有効に發揮せしむるやう、人的及び物的資源を統制することをいふ(第一條)。

三 動員物資

動員物資は左の如きものである(第二條)。

(一) 兵器、艦艇、彈藥その他の軍要物資、(二) 國家總動員上必要なる被服、食糧飲料及び飼料、(三) 國家總動員上必要なる醫藥品、醫療機械器具その他の衛生用物資及び家畜衛生用物資、(四) 國家總動員上必要なる船舶、航空機、車輛、馬その他の輸送用物資、(五) 國家總動員上必要なる通信用物資、(六) 國家總動員上必要なる土木建築用物資及び照明用物資、(七) 國家總動員上必要なる燃料及び電力、(八) 前各號に掲ぐるもの、生産、修理、配給又は保存に要する原料、材料、機械器具、装置その他の物資、(九) 前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定する國家總動員上必要なる物資。

四 動員業務

動員業務の種類は次の如くである(第三條)。

一、總動員物資の生産、修理、配給、輸出、輸入又は保管に關する義務、二、國家總動員上必要なる運輸又は通信に關する業務、三、國家總動員上必要なる金融に關する業務、四、國家總動員上必要なる衛生、家畜衛生又は救護に關する業務、五、國家總動員上必要なる教育訓練に關する業務、六、國家總動員上必要なる試験研究に關する業務、七、國家總動員上必要なる情報又は啓發宣傳に關する業務、八、國家總動員上必要なる警備に關する業務、九、前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定せる國家總動員上必要なる業務。

第三條に基く勅令

總動員業務指定令(昭和十四年勅令第四百四十三號)。

五 戰時動員

戰時に際して發動される動員には、人的動員、物資動員、資金動員、施設及び設備動員、事業統制、價格統制、出版統制等がある。

(1) 人的動員 政府は必要あるときは、勅令の定めるところにより、帝國臣民を徵用して總動員業務に従事せしめ得る。この場合には兵役法も亦併せ適用せられる(第四條)。のみならず、帝國臣民及び帝國法人その他の團體をして、國または地方公共團體の行ふ總動員業務につき協力せしむることを得(第五條)、また従業者の使用、雇入若くは解雇、就職従業者若くは解雇または賃金、給料その他の従業條件について、必要なる命令をなし得る(第六條)。更に、労働爭議の豫防若くは解決に必要な命令を發し、または作業所の閉鎖、作業若くは勞務の中止その他労働爭議に關する行爲の制限、禁止をなし得ることとした(第七條)。

第四條に基く勅令

國民徵用令(昭和十四年勅令第四百五十一號)

船員徵用令(昭和十五年勅令第六百八十七號)

第六條に基く勅令

學校卒業者使用制限令(昭和十三年勅令第五百九十九號)

従業者雇入制限令(昭和十四年勅令第二百二十六號)

従業者移動防止令(昭和十五年勅令第七百五十號)

工場就業時間制限令(昭和十四年勅令第二百二十七號)

貨金統制令(昭和十四年勅令第二百二十七號)

貨金臨時措置令(昭和十四年勅令第七百五號)

青少年雇入制限令(昭和十五年勅令第三十六號)

船員使用等統制令(昭和十五年勅令第七百四十九號)

船員給與統制令(昭和十五年勅令第六百七十六號)

(2)物資動員 政府は必要あるときは、勅令の定むるところにより、物資の生産、修理、配給、讓渡その他の處分、使用、消費、所持及び移動に關し必要な命令をなし得る(第八條)。また輸出入の制限、禁止をなし、輸出入を命じ、輸出入税を課し、増課若くは減免をなし得る(第九條)。のみならず、總動員物資の使用若くは收用をなし、又は總動員業務を行ふものをして之を使用若くは收用せしむることを得ることゝされてゐる(第十條)。

第八條に基く勅令

電力調整令(昭和十四年勅令第七百八號)

米穀搗精等制限令(昭和十四年勅令第七百八十九號)

陸運統制令(昭和十五年勅令第三十七號)

海運統制令(昭和十五年勅令第三十八號)

製鐵用輸入原料配給統制令(昭和十五年勅令第四百五十五號)

農業水利臨時調整令(昭和十五年勅令第五百十六號)

生活必需物資統制令(昭和十六年勅令第三百六十二號)

第九條に基く勅令

貿易統制令(昭和十六年勅令第五百八十一號)

第十條に基く勅令

總動員物資使用收用令(昭和十四年勅令第八百三十八號)

(3)資金動員 政府は必要あるときは、勅令の定むるところにより、會社の設立、資本増加、合併、目的變更、社債募集、第二回以後の株金の拂込の制限若くは禁止、會社利益金の處分、償却その他經理に關し必要な命令をなし、銀行、信託會社、保險會社その他勅令を以て指定する者に對し資金の運用、債務の引受若くは債務の保證に關し必要な命令をなし得る(第十一條)。また總動員業務を營む會社の當該事業に屬する設備の費用に充てるため、社債の募集または資本増加につき、商法第二百條または第二百十條の例外規定を勅令を以て定め得ることゝした(第十二條)。

第十一條に基く勅令

會社利益配當及資金融通令(昭和十四年勅令第七百七十九號)

會社經理統制令(昭和十五年勅令第六百八十號)

銀行等資金運用令(昭和十五年勅令第六百八十一號)

會社職員給與措置令(昭和十四年勅令第七百六號)

會社所有株式評價臨時措置令(昭和十六年勅令第八百三十三號)

(4)施設及び設備動員 政府は必要あるときは、勅令の定むるところにより、總動員業務經營に屬する工場、事業場、船舶その他の施設またはこれに轉用し得る施設及び總動員業務に必要な土地、若くは家屋その他の工作物を管理、使用若くは收用し又は總動員業務を行ふ者をして之を使用若くは收用せしむることを得る。施設の動員に際しては從業者をも供用せしめ、また當該施設に於いて實施する特許發明若くは登録實用新案を實施し得る(第十三條)。また鑛業權、砂鑛權及び水の使用に關する權利を使用若くは收用し又は總動員業務を行ふ者をして特許發明及び登録實用新案を實施せしめ若くは鑛業權、砂鑛權及び水の使用に關する權利を使用せしむることを得る(第十四條)。のみならず、總動員業務に屬する設備の新設、擴張若くは改良を命じ得る(第十六條)。

第十三條に基く勅令

工場事業場管理令(昭和十三年勅令第三百十八號)

工場事業場使用收用令(昭和十四年勅令第九百一號)

土地工作物管理使用收用令(昭和十四年勅令第九百二號)

臨時農地等管理令(昭和十六年勅令第四百十四號)

第十六條に基く勅令

動員業務事業設備令(昭和十四年勅令第四百二十七號)

(5)事業統制 政府は必要あるときは、勅令の定むるところにより、事業に屬する設備又は權利の讓渡その他の處分、出資、使用及び移動に關し必要な命令をなすことができる(第十六條ノ二)。又事業の開始、委託、共同經營、讓渡、

廢止若くは休止又は法人の目的變更、合併、解散に關し必要な命令をなし得る(第十六條ノ三)。更に又總動員業務たる同種若くは異種の事業主又はその團體に對し、當該事業の統制又は統制のためにする經營を目的とする團體又は會社の設立を命じ(第十八條)、更に當該事業に關する統制協定の設定、變更、廢止を命じ、これを認可し、協定加盟者及び非加盟者に對して當該統制協定によるべきことを命じ得る(第十七條)。前述の第十六條ノ二、三の場合に於ける債務並に擔保の處理及び租稅減免の特典をなし得る(第十八條ノ二、三)。

第十八條に基く勅令

重要産業團體令(昭和十六年勅令第八百三十一號)

(6)價格統制 政府は必要あるときは、勅令に定むるところにより、價格、運送賃、保管料、保險料、賃貸料または加工賃、修繕料その他の財産的給付に關し必要な命令をなし得る(第十九條)。

第十九條に基く勅令

價格等統制令(昭和十四年勅令第七百三號)

地代家賃統制令(昭和十四年勅令第七百四號)

軍需品工場事業場検査令(昭和十四年勅令第七百七號)

小作料統制令(昭和十四年勅令第八百二十三號)

宅地建物等價格統制令(昭和十五年勅令第七百八十一號)

臨時農地價格統制令(昭和十六年勅令第九百九號)

株式價格統制令(昭和十六年勅令第八百三十四號)

(7) 出版物の掲載統制 政府は必要あるときは、勅令の定むるところにより、新聞紙その他の出版物の掲載につき制限または禁止をなし、違反せる新聞紙その他の出版物の發賣及び頒布を禁止、差押ふることを得る(第二十條)。

第二十條に基く勅令

新聞紙等掲載制限令(昭和十六年勅令第三十七號)

六 平戰兩時に發せられる命令

戰時及び平時に互つて發動されるものには、國民登録、技能者養成、物資の保有、事業計畫の設定及び演練、試験研究、事業助成等に關するものがある。

(1) 國民登録 政府は必要に應じ勅令の定むるところにより、帝國臣民及び帝國法人を雇傭若くは使用する者をして、帝國臣民の職業能力に關する事項を申告せしめまたは検査することを得る(第二十一條)。

第二十一條に基く勅令

醫療關係職業能力申告令(昭和十三年勅令第六百號)

國民職業能力申告令(昭和十四年勅令第五號)

船員職業能力申告令(昭和十四年勅令第二十三號)

獸醫師職業能力申告令(昭和十四年勅令第二十六號)

(2) 技術者養成 政府は必要あるときは、勅令の定むるところにより、學校、養成所、工場、事業場その他技能者の

養成に適する施設の管理者または技能者の養成に關し、必要な命令をなし得る(第二十二條)。

第二十二條に基く勅令

學校技能者養成令(昭和十四年勅令第三十號)

工場事業場技能者養成令(昭和十四年勅令第三百三十一號)

船舶運航技能者養成令(昭和十四年勅令第七百八十號)

(3) 物資の保有 政府は必要に應じ勅令の定むるところにより、總動員物資の生産、販賣または輸入を業とする者をして、當該物資またはその原料若くは材料の一定數量を保有せしむることを得る(第二十三條)。

(4) 事業計畫の設定及び演練 政府は必要あるときは、勅令の定むるところにより、總動員業務の事業主または戰時にこれを實施せしむべき者をして、戰時に實施せしむべき計畫を設定せしめ、また當該計畫に基き必要なる演練をなさせしめ得る(第二十四條)。

第二十四條に基く勅令

總動員業務事業主計畫令(昭和十四年勅令第四百九十三號)

(5) 試験研究 政府は必要に應じ勅令の定むるところにより、總動員物資の生産若くは修理を業とする者または試験研究機關の管理者に對し、試験研究を命じ得る(第二十五條)。

第二十五條に基く勅令

總動員試験研究令(昭和十四年勅令第六百三十二號)

(6)事業の助成 政府は必要あるときは、勅令の定むるところにより、總動員物資の生産または修理を業とする者に對し、豫算の範圍内に於いて、一定の利益を保證しまたは補助金を交付することを得る。この場合には、總動員物資の生産若しくは修理をなさしめ、必要な設備をなさしめ得ることとした(第二十六條)。

七 補償及び補助金

政府は、第八條、第十條、第十三條、第十四條若しくは第十六條ノ二の規定による處分、輸出入の命令、資金の融通若しくは有價證券の應募、引受若しくは買入、債務の引受若しくは債務の保證の命令、設備の新設、擴張若しくは改良の命令第十六條ノ三の規定による事業の委託、讓渡、廢止若しくは休止若しくは法人の目的變更若しくは解散の命令等によつて生じた損失に對しては、これを補償する(第二十七條)。

また政府は技能者養成、物資の保有及び試験研究の命令をなす場合には、勅令の定むるところにより、これによつて生じたる損失を補償し、または補助金を交付する(第二十八條)。この補償の金額、第十五條による買受の價格は、總動員補償委員會の議を経て決定する(第二十九條)。

第二十九條に基く勅令

動員補償委員會規程(昭和十三年勅令第四百七十四號)

八 監督

前述の第二十六條または第二十八條の規定によつて、利益の保證または補助金の交付を受くる事業を監督するため、政府はこれに必要な命令または處分をなし得る(第三十條)。更に、政府は命令の定むるところにより、報告を徴し、

當該官吏をして必要な場所に臨檢し、業務の狀況若しくは帳簿書類その他の物件を檢査せしめ得る(第三十一條)。

九 國家總動員審議會

本法の運用に當つて問題となる重要事項(軍機に關するものを除く)について、政府の諮問に應ずるため、國家總動員審議會を設置し、廣く有識者の參畫を求むることとし、この審議會の構成については別に勅令を以てこれを定むることとした(第五十條)。

第五十條に基く勅令

國家總動員審議會官制(昭和十三年勅令第三百十九號)

一〇 罰則

罰則規定は第三十二條乃至第四十九條である。それらの説明は茲には省略し、たゞ、本法の罰則は本法施行地外に於いて罪を犯した帝國臣民にも適用されることを一言するにとどめる。

一一 附則

本法の發動は普通の法律と異り、公布、施行、發動の三段階を経ることを要する。本法の施行勅令は昭和十三年五月三日公布された。なほ、本法は朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島等の外地にも施行せられる。本法の一部たる工業動員と平時規定とは五月五日から施行發動され、本法の施行により軍需工業動員法は廢止された。

編輯者

昭和十六年十一月十六日印刷
昭和十六年十一月二十日發行

大慶應義塾
統制經濟學 36
第八回配本ノ二
●預約頒賃金一圓

(田中野木)

版權
所有

著者 峯村光郎

編輯者 東京市芝區三田二丁目一番地
慶應義塾
新開庄藏

印刷者 東京市神田區錦町三丁目十一番地
白井赫太郎

發行所 東京市芝區三田二丁目一番地
慶應出版社

電話三田(五)二七九一
振替東京一五八一〇九
會員番號一〇九五一二

配給元 東京市神田區淡路町三丁目九番地 日本出版配給株式會社

大慶應義塾經濟學內容總目 (配本濟ノ分ハ太字ニテ示ス)

毎月一回二冊宛配本

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
財政	財政	西洋經濟史	日本經濟史	一般經濟史	社會思想史	日本經濟思想	動態經濟學	經濟學體系論	經濟學	經濟學	經濟原論
永田清	永田清	高村象平	野村兼太郎	高村象平	加田哲二	野村兼太郎	武村忠雄	武村忠雄	高橋誠一郎	高橋誠一郎	高橋誠一郎
(下)	(上)								(下)	(上)	
24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
植民政	勞働者政	社會政	交通政	商業政	工業政	農業政	經濟政	社會政	經濟統計	統計	都市經濟論
山本登	藤林敬三	奧井復太郎	增井幸雄	岩田伊	國策乾治	奧井復太郎	氣賀健三	加田哲二	寺尾琢磨	寺尾琢磨	奧井復太郎
36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25
統制經濟法	商民	民	經濟心理學	經濟地理	經營分析	會計	經營經濟學	保險	景氣變動論	國際金融及外國爲替	金融論
兼村光郎	西本辰之助	小池隆一	藤林敬三	小島榮次	三邊金藏	三邊金藏	小高泰雄	國學乾治	小高泰雄	金原賢之助	金原賢之助

768
171

